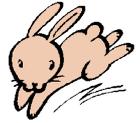




共に学び・育つ街へ ジャンプ



あけまして おめでとうございます

冬ざれの街で、近い人と別れ、暗い新年を迎えられた方も、少しでも光が見えてきた方も、闘志を新たに一步を踏み出そうとしている方も、あらためてよろしくお願ひいたします。まずは写真ニュースから。

たけるくんが高校を受けます

数年前、TOKO野外おしゃべり会に参加した松森たけるくん(鴻巣市)が地域の中学の3年生になり、春に近くの県立高校を受けます。このところ、教育局との交渉や高校問題おしゃべり会などに、お母さん、妹さんと一緒に参加しています。応援よろしくお願ひします。(右の写真) 1月26日にやる県との話し合いの要望書が次ページにあります。



郁美さんがバトンを熱演

春日部市豊春小学校5年生の藤ヶ谷郁美さんが、12月23日のわらじの会主催「みんな一緒にクリスマス」で、元バトン部の保坂さんと組んで、すばらしいバトン演技を披露しました。(左の写真)

今回のクリスマスは、昌平高校ダンス部のフレッシュな登場(左下の写真)や、おなじみユニークバンドの演奏に飛び入りする子どもたち(下の写真)など、子どもや若者の参加が目立ちました。次回は、あなたもどうぞ!



TOKO NO.159

目次

ニュース	1
高校進学要望書	2
就学時健診拒否	4
国の最新の動き	5
窓ひらこ(案内)	6

TOKO が初めてお手元に届いた方へ TOKO を初めて目にした方へ

子ども達を分け隔てなく育てるために どの子ども一緒に地域の学校へ通えるように
 地域へ、行政へ、働きかけている会です ぜひ、一度のぞきにきて下さい 待っています

埼玉県教育委員会教育長様
埼玉県教育委員会教育委員長様

どの子も地域の公立高校へ・埼玉連絡会 代表・斉藤尚子
埼玉障害者市民ネットワーク 代表・野島久美子

要望書

2010年も年の瀬を迎え、新しい年が明けるといよいよ2011年度入試が迫ってきます。世界的には障害者権利条約で「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度」を盛り込み、インクルーシブ教育の方向へ動いています。国においては障害者制度改革が論議されていますが、障害当事者・関係者を中心に構成された障がい者制度改革推進会議によりインクルーシブな社会の構築という方向性が出され、教育についても障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもは地域の小中学校の普通学級に在籍することを原則とするという提案がなされました。にもかかわらず、文科省・教育関係者がそれを阻み分離教育を維持しようとしていることは極めて残念な事態と言えます。障害当事者の分けられることなく一緒に学びたいという当然の願いが非当事者によって否定されてよいものでしょうか。

私たちは、小中学校さらには高校においてもみんなと一緒に学びたいと、選抜制度の在り方について貴局と話し合いを続けてきました。高校への受け入れは徐々にではあれ進められてきましたが、特に障害の重い生徒については“特別支援学校へ”という考え方からなかなか脱却できないところがあり、進展していきません。さらには高校の統廃合や選抜制度の改定等により、高校の門が狭められてきていることは、後期中等教育を保障するという公立高校の本来の目的から考えると極めて遺憾と言えます。

障害のある生徒の受験について、選抜実施要項や選抜要領に盛り込まれるようになりましたが、どのような障害であっても不利益な取り扱いをすることがあってはならないにもかかわらず、そのための施策は進んでいません。全てを点数化することにより新たな不利益も生じています。このような事態は、障害のある生徒にとって必要な配慮をすることが全体の公平を欠くという、障害のある生徒にとっては極めて不公平な考え方に起因するものであり、その考え方を転換しようとせず、マイノリティとして無視していることはほんとうに許しがたいことです。

茨城においては、県が悩みながらも障害のある受験生の不利益を解消するために選択式に変える等の施策を実施しています。埼玉においても具体策を出していくべきではないでしょうか。

吉井英樹くんは、6年目の受験となります。これまでに十数回も受験して不合格にされ、その中には定員内不合格も含まれています。しかもその理由はコミュニケーションが取れない、介助が必要といったものであり、これは障害による不利益そのものです。これまでに受けた心身の負担は虐待にも値するはかりしれないものがあります。これ以上人権を侵害されることは許されることではありません。受験先高校への指導をよろしくお願いします。

1. 前回の交渉の回答で、欠員補充での不合格者数が約90名、一方最終的な欠員は全日制3校で44人、定時制10校で131名ということでした。このような数のずれが生じたのは何故でしょうか。2011年度はどのように改善されるのかお伺いします。
2. 通学区域が設けられなくなったことにより、生徒によっては通学距離または通学時間の負担（体力や交通費など）が大きくなったと考えられますが、入学者選抜の基本方針の中に取り上げられておらず、第3次選抜においてしか選抜の資料にされていません。第1次あるいは第2次選抜の資料とするようにしてください。
3. 4月に報告のあった2010年度欠員募集での定員内不合格者数は全日制1校で2名、定時制2校で2名ということで数字の上では少ないですが、欠員募集の段階で90名の不合格者が出ており、多数の受験生を路頭に迷わせる結果になっています。募集定員に柔軟性を持たせてオーバーしても受け入れるよう指導してください。
4. 教育の機会均等を図るための一方策として税金で後期中等教育を保障しようという高校無償化が行われています。

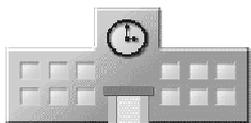
しかしながら、高校教育を希望しながら受け入れられない生徒たちもいます。そのような生徒たちこそ公立高校で受けとめていくことが高校無償化の本来の在り方ではないでしょうか。公立高校を希望者全入にしてください。

5. 2011年度の入学願書から「学力検査等の際配慮を要する措置」のチェック欄が設けられましたが、このことについて11月26日の高校向け入試説明会では受け入れを進めていく方向での説明もなされず、このままでは単なるチェック欄に終わってしまいます。また「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」を「選抜のための資料」とすることが「その他の項目の得点」とするだけでは、アリの配慮となるだけで受け入れにつながっていきません。受け入れにつながる「選抜のための資料」となるよう一歩踏み込んだ改善策を出してください。
6. 高校現場に向けた埼玉バージョンの「参考資料」の作成状況について報告をお願いします。また、その「参考資料」に校長裁量により受け入れることができるといった内容も含めてください。
7. 2010年度の入試において茨城県では、解答の仕方について従来の記述式問題から選択式に変えました。このことについて、前回の話し合いでは「茨城は随分悩んだ。率直な感想は公平性の点からどうなのか」といった見解でした。障害のある生徒にこのような配慮をすることは、他の生徒にとって不公平になるという考えですが、障害のある生徒にとっての不公平、不利益はどのように解消するのでしょうか。“障害のあることにより、不利益な取り扱いをすることがないよう”学力検査や選抜において必要な配慮をし、そのことに対する理解を求めていくのが県としての役割ではないでしょうか。
8. 中学校で定期テストで必要な配慮もなく点数が取れなかったり、体育の授業に参加できないことで低く評価されたりなどの不利益があります。中学校から出された調査書を得点化する際に不利益が生じないように、中学校や高校への指導をしてください。義務教育指導課から市町村教委、中学校現場に対して、また高校教育指導課から高校現場に対してどのように指導するのか示してください。
9. 2001年の確認を守り、定員内不合格を出さないようにしてください。また、この確認では定員内不合格の理由を明確にし、解消するための条件整備を行っていく、としていますので、当然事前協議（高校長と高校教育指導課長）の記録をし改善策を検討していくものと思われませんが、一昨年吉井くんが定員内不合格された時の事前協議の議事録の情報公開を求めたところ、「ない」とのことでした。このような重要な件について記録がないのは重大な問題です。吉井くんが定員内不合格にされた全ての事前協議の議事録がとられたのか、残されているのか、お伺いします。
10. 「高等学校の教員のための特別支援教育講座」等の研修が行われているとのことですが、障害についての専門知識の研修になりがちですが、障害のある人とない人が一緒に生活したり学んだりすることの意義や具体例などを、障害者本人や家族、支援者、あるいは小中学校や高校で受け入れている教員などから聞くといった研修を行うよう指導してください。

11. 吉井英樹くんはこれまで5年間の受験において、大きく不利益を被っています。定員割れしていたにもかかわらず、何故吉井くんだけが不合格にされたのでしょうか。また、コミュニケーションをとることがむずかしいのは障害によるものであり、最大限コミュニケーションがとれるよう、ふだん接している人を代読・代筆者にする、答えやすいように回答を選択式にするといった合理的配慮が必要と思われませんが、なぜそのような配慮がおこなわれなかったのでしょうか。

（文書で回答をお願いいたします。）

県内の小・中学校の通常学級には、教委が「特別な場に就学すべき」と強く勧めている障害のある子どもたちが、みんなと一緒に学び・育っているにもかかわらず、公式には存在が明らかにされず、支援の対象ともされていません。でも同級・同学年の子ども達にははかりしれない影響を与えています。この共に学ぶ関係が地域・職場につながってゆくのを阻んでいるのは、原則分離の就学指導と、もうひとつ、点数により生徒たちを競争させ、限りなく分けている公立高校の選抜制度です。家庭や学校の環境などにより勉強や生活に困難を抱えた生徒たちも含め、希望する子は誰でも受け止め、社会に送り出してゆくことこそ、公立高校の使命のはずです。さまざまな障害のある子、「問題」を背負わされた子、できない子…どの子も地域の公立高校へ！



☆その 1 ~ 三女の就学時健診を拒否



★長女、次女と、何の疑問も持たずに、当然受診せねば！…と思って受けてきた就健。けれど今回は違います。今まで無感覚だった、私自身の能力主義と差別意識に向き合い、『ありのまま、あたり前にみんなの中で、地域の普通学級へ』の眼が開かれたのです。そして、子ども達を分け隔て続ける「就学時健康診断」という差別体制を否定するために、9月下旬町教委に、三女の千尋は就健を受けず普通学級へ就学する旨を申し入れました。

健常児の会話のシャワーを浴びれば言葉が増える、より良い刺激を受ける、小さいうちは地域の子ども達の中で…etc.だから普通学級を『選ぶ』ではありません。

「能力」…できる？できない？そんな不確かなものに振り回されているのは、本人という「本質」がちっとも見えてこない。いつもどんな時も、変わらないものが「本質」です。赤ちゃんの頃、子どもの頃、大人になり、やがて年老いても、また障害があってもなくても、誰にとっても、『本人(=本質)』の尊厳、価値は変わらないということ。

どんなに頑張っても、普通にはできないことの多い千尋が、あたり前にみんなの中にあることが、理想と現実をつなぎ、「本質」が何であるのか？を言葉を超えて伝えています。できるようにするために「選ぶ」ことは、できないがために「外される」とこととは実は変わらない、結局、能力主義に縛られた発想だと気づきました。

一緒に、あたり前に生きていくことに、何の遠慮も一切の条件もいらないのです。遠慮し、条件に合わせようとするのは、差別を受け入れるだけでなく、『条件をつけられても仕方のない存在』という誤ったメッセージを発信し、差別を見えにくくしてしまいます。上の娘達も選ばなかったように、千尋が学区の普通学級に行くことは自然なことです。お友達と同じように、あたり前に入学通知が来る…今はその時を、心待ちにしています。

☆その2 ~手話♪



☆その3 ~しごと！~

★子どもの頃からずっと興味があった「手話」の勉強をはじめました♪全盲聾の福島智さんの「ゆびさきの宇宙」という本との出逢いがキッカケです。町の手話サークルに入り、勉強会に参加。知れば知るほど、手話の世界は魅力的☆また、言葉の少ない三女のこととも考え合わせ、言葉による会話や文字だけではないコミュニケーションの多様さ、豊かさについて考えさせられています。要約筆記も気なる！いつか通訳になれば…でっかい夢への初めの一歩です。

★それから、仕事(ヘルパー)を始めました！小学生組を送り出し、四女を一時保育に送り、三女を幼稚園に送ってからその降園時間前までの仕事。始めてみたら、ウチにヘルパーが欲しい一状態(トホホホ…泣)

20代の頃、一般企業から福祉へ転身。ソーシャルワーカーとして訪問看護や高齢者の在宅介護の世界で働きました。スキルアップよりも、どうしたら『その人らしさに寄り添えるケアができるか？』を、いつも考えていたように思います。久しぶりの仕事を通して、また三女の就学を前に、「地域で生きる」ということを以前より、もっとずっと近くに感じる毎日です。

緊急速報！ 中教審 特・特委「論点整理」パブコメに意見を！

障がい者制度改革推進会議（内閣府）		中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会 （文科省）
「第二次意見」（12月17日）		「論点整理」（12月24日）
インクルーシブ教育	人間の多様性を尊重しつつ、精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害者が差別を受けることなく、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）を実現することは、 <u>互いの多様性を認め合い、尊重する土壌を形成し、障害者のみならず、障害のない人にとっても生きる力を育むことにつながる。</u>	障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、 <u>支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。</u>
共に学ぶこと	障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、 <u>本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。</u>	インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、 <u>その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。</u> 子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
就学先の決定	障害のある子どもは、 <u>障害のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合に加え、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改めるべきである。</u>	就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、 <u>障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。</u> その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、最終的には市町村教育委員会が決定。このような仕組みに変えていくため、速やかに関係する法令改正を行い体制を整備していくべき。
意志の尊重	本人・保護者の意に反して、 <u>地域社会での学びの機会を奪われることのないようにすること。</u>	学校、市町村教育委員会は、障害のある子どもを地域で受け入れるという意識をもって就学相談・就学先決定に臨む必要がある。保護者の思いと子ども本人のニーズは異なることもあり得ることに配慮する必要がある。市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、 <u>共通認識を醸成することが重要である。</u>
合理的配慮・環境整備をめぐって	障害のある子どもが小・中学校（とりわけ通常の学級）に就学した場合に、 <u>例えばわかりやすい授業や教材、必要なコミュニケーション、学校における移動支援、医療的ケアなど、その他各人のニーズに応じた合理的配慮が提供されなければならない。</u> 当該学校の設置者は、追加的な教員配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずるべきである。	合理的配慮については、教育課程、支援内容等のソフト面、施設・設備の整備等のハード面の両面が必要である。そのため、 <u>具体的な合理的配慮の内容について、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要である。</u> 合理的配慮が不十分なままでは、 <u>子どもに適切な教育を行うことができない。</u> 合理的配慮について、教育委員会、学校、各教員が正しく認識しなければならないことは言うまでもないが、保護者、当事者も含めて、地域における理解はまだ進んでおらず、理解促進のための啓発活動が必要である。通常の学級で指導を行う場合、現在、障害のある児童生徒でも、各小・中学校は、小・中学校の学習指導要領に基づく教育課程を編成・実施する必要がある。通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒一人一人に応じた特別の指導の在り方について検討する必要がある。
交流及び共同学習	インクルーシブな教育の原則を踏まえ、子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にするように <u>交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。</u> 原則分離の教育のままではインクルーシブ教育は実現しない。 <u>地域社会の一員となる教育の在り方という観点から見直されるべきである。</u>	特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校などとの間で行われる <u>交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。</u> 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

「原則統合」をめざす障がい者制度改革推進会議（左）の動きに対抗して、文科省は急遽中教審に特別委員会を設け、いまの「原則分離」の教育は「インクルーシブ」だというお墨付きを得ようとしてきました。しかし、当事者委員などから反論があいつぎ、当初は24日に出すはずだった「中間まとめ」が出せず、「論点整理」のままで、表現もやや変わり、パブリックコメントに付されました。→文科省ホームページのトップページから意見募集クリック
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000493&Mode=0>

だれもが敵にみえたとき
じぶんをととても無力に感じたとき
なにかもほうりだしたくなったとき
いそがしいとき いきがつまるとき

こころの窓をちょっとひらこう



TOKOミニおしゃべり会

1月14日(金)10:00~12:00

生活ホーム・オエヴィスで

共に学び・育つための気軽なかけこみ寺—
つらい体験や納得いかないことを共有し、必要なら行政にも声
をあげ、互いにパワーを充電するための楽しいひととき。
先輩の親や障害を持つ本人、関係者がお待ちしています。
どなたもどうぞ！その日、どなたが立ち寄るかで、話が変わり
ます。11月は気管切開のお子さんとの日々、12月は就学相
談と学校の話になりました。

オエヴィスは、農家の分家を活用したグループホームで
す。落ち着きますよ。生活の様子もわかります。時間のある方
は、隣のくらしセンターべしみでお昼も一緒に。

生活ホームオエヴィス:

越谷市恩間新田 232-3 048-975-1524 せんげん台西
口下車 独協高校までバス有そこから徒歩5分

地域交流もちつき大会

1月8日(土)11:00~
くらしセンター・べしみ

〒343-0037 埼玉県越谷市恩間新田 249

電話: 048-975-8511

FAX: 048-975-8533



近隣のみなさんにご協力いただいて、
今年も大もちつき大会を開きます。どな
たもどうぞ！

どの子も地域の公立高校へ！を求めて

県教育局と話し合い

1月26日(水)14:00~17:00



場所(浦和)は追ってご連絡します

県内の小中学校の通常学級には、教委から「別な場へ」と勧められながら共に学ぶ道を選んだ3000人の子どもたちがいます。この関係を地域につなげるのを阻んでいるのは、できる子だけを選びとろうとする現行の入試制度です。公立高校本来の地域に根ざしたありかたを求めて！今年も狭き門を叩き広げましょう。

問合せ: 048-737-1489 (黄色い部屋)
048-942-7543 (竹迫)

共に働く街をひろくべんきょう会

1月27日(金)18:30~

越谷市中央市民会館2階

こばと館団体室3



「就労支援事始め—

利用者として支援者として」

話し手: 吉野 江理子さん

(三郷市障害者就労支援センター相談員)

精神障害当事者としてセンターを利用していた自分が、相談員になって。迷いながらの歩みをお話しいたします。

会費: 200円(資料代)

主催・NPO法人障害者の職場参加をすすめる会
048-964-1819 (世一緒)

障害者制度改革埼玉セミナーII

「分けるな教育！分けるな労働！分けるな暮らし！」



2月13日(日)13:00

浦和パルコ9階15集会室

国の障害者基本法抜本改正、総合福祉法策定、学校教育法見直しへ向けた動きをみすえつつ、地域・自治体での取組の現状と課題を考えます。

参加費: 500円

主催・社団法人埼玉障害者自立生活協会
埼玉障害者市民ネットワーク



<http://www16.plala.or.jp/shougaiashimin/index.html>

問合せ: 大坂: 090-4938-8689

5ページに載せた通り、国では「共に学ぶ」を障害者基本法に盛り込む準備が進むいっぽうで、学校教育法改正を所管する文科省の中教審特別委員会では、現行の特別支援教育の手直しですまそうとする方向が出されています。パブリックコメントが実施中ですので、みなさん意見を送りましょう。→<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000493&Mode=0>